

弁天町地区交通バリアフリー基本構想整備状況

公共交通特定事業計画(駅舎、鉄道車両)

(目標時期)A.平成22年までに完了 B.平成22年までに着手 C.平成22年以降に着手

No	整備項目	整備内容	目標時期	整備状況					
				西日本旅客鉄道株	大阪市高速電気軌道株	国土交通省	大阪市(建設局)	公安委員会	
駅舎	1	視覚障害者誘導専用ブロック	車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	A	整備済	整備済 但し、JIS適合品では無い。(床改修等の機会を捉えてJIS化に取り組んでいる。)			
	2	音案内	視覚障害者誘導専用ブロックの敷設位置に合わせ、音案内の提供を検討	B	検討中 利用者の利便性及び、障がい者の方々の意見を踏まえながら、国や自治体等の動向を考慮し、引き続き検討していく	トイレ前・地上出入口については整備済み 今後、改札口やホーム階段部に整備を行う			
	3	案内・誘導	駅舎内での一貫した連続性のある案内・誘導、及び乗り換えや周辺施設等への案内に努める	B	整備済	整備済			
			異常時に改札付近等で掲示を行う	A	対応済	対応済			
	4	券売機	車いす使用者に配慮した蹴込みの構造等の検討。それ以外の細部の仕様は更新時期等に合わせ整備に努める	C	未整備 券売機の更新や券売機室の大改造等の工事に伴い、可能な限りの蹴込みを設けるように改良していく	一部整備済 車いす使用者に配慮した蹴込み構造対応工事については、今後、順次対応予定 新型券売機については、各券売機室1台以上整備済			
	5	改札口	拡幅改札口の設置	A	整備済	整備済			
	6	エレベーター	ホームから公共用通路まで1以上の経路の確保	A	整備済 改札内平成16年度に整備 改札外から公共通路平成17年度に整備	整備済 東中階～地上のエレベーターを整備済 平成18年度にホーム～東中階のエレベーターを整備済 令和2年度に駅西部にホームから改札階までの2ルート目のエレベーターを整備済			
			乗り換え経路の確保	A	公共用通路に接続することにより確保	整備済 平成17年度に東中階～JRへの乗り換えエレベーターを整備済 平成18年度にホーム～東中階のエレベーターを整備済			
	7	階段	階段の手すりに、行先を点字で表示	A	整備済	整備済			
			踏面端部が容易に識別できるように配慮する	A	整備済	整備済 平成21年度に整備済			
8	ホームにおける列車の案内	列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で検討	B	整備済	整備済 平成18年度に新型の旅客案内表示装置を整備済				
9	車両とホームとの隙間・段差	ホーム構造や車両構造について検討を行う	C	検討中 現在の技術水準や開発動向ならびに既存設備の更新時期等を勘案し、今後引き続き検討を進めていく	検討中 車両更新時やホーム床改造工事に伴い対応の予定				
		渡り板を配備	A	配備済	配備済				

弁天町地区交通バリアフリー基本構想整備状況

公共交通特定事業計画(駅舎、鉄道車両)

(目標時期)A.平成22年までに完了 B.平成22年までに着手 C.平成22年以降に着手

No	整備項目	整備内容	目標時期	整備状況				
				西日本旅客鉄道株	大阪市高速電気軌道株	国土交通省	大阪市(建設局)	公安委員会
駅舎	10 ホームにおける安全対策	ホーム縁端付近に連続して警告ブロックを敷設	A	整備済	整備済	/	/	/
		線路側とホーム内側の区別が出来る工夫をする	B	整備済 平成30年度に内方線付き視覚障害者用誘導ブロック整備済	整備済			
		線路側外のプラットホーム両端に警告ブロックを敷設	B	整備済	整備済			
	11 トイレ	車いす対応トイレの設置	A	整備済 平成18年度に設置	整備済			
今後設置するトイレの多機能化		B	整備済 設備更新時においても多機能化に努める	整備済 平成18年度に東中階へ多機能トイレを整備				
鉄道車両	12 車いすスペースの確保	新造車両は、1列車に1箇所以上、既存列車は、可能な限り、設置に努める	J R:B メトロ:A	順次整備 ※概ねの編成に設置 新造車両導入時は設置する。また、既存車両は可能な限り設置に努める	20編成全編成に設置 平成17年度に整備済	/	/	/
	13 行先等の案内表示装置	新造車両は、車外から行先、種別が、車内から行先、種別、次停車駅名がわかる表示装置を設置	J R:B メトロ:A	順次整備 ※概ねの編成に設置 新造車両導入時は設置する。また、既存車両は可能な限り設置に努める	整備済 平成18年度に整備済			
	14 車両間の転落防止装置	新造車両について、設置。既存列車は、可能な限り、設置に努める	J R:B メトロ:A	順次整備 ※概ねの編成に設置 新造車両導入時は設置する。また、既存車両は可能な限り設置に努める	平成13年度に整備済			

弁天町地区交通バリアフリー基本構想整備状況

道路特定事業計画(弁天町地区)

主要な経路名	事業内容：歩道の段差解消・勾配修正 視覚障害者誘導用ブロックの敷設など 事業予定期間：平成22年までに完了			国土交通省			大阪市(建設局)		
	主要な経路長(km)	整備済延長(km)(※1)	整備率(%) (※2)	整備済延長(km)	整備率(%)	整備状況	整備済延長(km)	整備率(%)	整備状況
1 国道43号	1.14	1.14	100	1.14	100	整備済			
2 国道172号(みなと通)	1.37	1.37	100	/			1.37	100	整備済
3 築港深江線(中央大通)	0.35	0.35	100		0.35	100	整備済		
4 港区第66号線	0.15	0.15	100		0.15	100	整備済		
5 港区第3号線	0.09	0.09	100		0.09	100	整備済		
6 港区第11号線	0.11	0.11	100		0.11	100	整備済		
7 港区第135号線	0.09	0.00	0		0.00	0	未整備		
8 市営地下鉄弁天町駅から大阪バイタワーへの連絡デッキ	0.12	0.12	100		0.12	100	整備済		
合計	3.42	3.33	97.4		1.14	100		2.19	96.1

※1 「整備済延長」とは、視覚障害者誘導用ブロックの設置延長としている。

※2 「整備率」とは、「主要な経路長」に対する「整備済延長」の割合を示したものである。

弁天町地区交通バリアフリー基本構想整備状況

道路・交差点・乗り換え経路等

(1)道路

(整備時期)A.平成22年までに完了 B.平成22年までに着手

整備項目	整備内容	整備時期		整備状況				
		A	B	西日本旅客鉄道(株)	大阪市高速電気軌道(株)	国土交通省	大阪市(建設局)	公安委員会
国道43号立体横断施設	路上横断施設の併設、歩道橋の移動円滑化等について実現可能性も含めて検討し、関係機関との協議を行い、移動円滑化を図る。	○				立体横断施設(連絡デッキ)の改善については非常に困難な状況 中央部の階段については、勾配の緩和(25%→12%)実施済み 弁天地下道の各出入り口において、エレベーターを設置し、移動円滑化を図る		路上横断施設の併設なし

(2)交差点

整備項目	整備内容	整備時期		整備状況				
		A	B	西日本旅客鉄道(株)	大阪市高速電気軌道(株)	国土交通省	大阪市(建設局)	公安委員会
1. 既設信号の改良・改善	地域要望を踏まえ、主要な経路上で、音響信号機等の設置を検討する。 (その他、歩道分離信号化、信号現示の改善)	○						整備済
2. 横断歩道部への横断支援施設の開発・導入	視覚障害者の横断を支援する施設(視覚障害者用道路横断帯等)の導入検討	○						整備済

(3)歩道上障害物、違法駐車対策

整備項目	整備内容	整備時期		整備状況				
		A	B	西日本旅客鉄道(株)	大阪市高速電気軌道(株)	国土交通省	大阪市(建設局)	公安委員会
1. 放置自転車等歩道上障害物の撤去	現行の「大阪市自転車等の駐車適正化に関する条例」等の活用や鉄道駅周辺における放置自転車に関する全市的な取り組みの中で、特にバス停留所や鉄道駅出口付近及びエレベーター付近の地域と連携した重点的放置自転車対策		継続実施			継続実施		継続実施
	商品・看板等の歩道へのはみ出しに対する是正の指導・撤去の推進		継続実施			継続実施		継続実施
2. 違法駐車取締り強化	移動円滑化を特に阻害する横断歩道上、バス停留所付近等の取締り強化		継続実施					継続実施

(4)乗り換え経路

整備項目	整備内容	整備時期		整備状況				
		A	B	西日本旅客鉄道(株)	大阪市高速電気軌道(株)	国土交通省	大阪市(建設局)	公安委員会
1. 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	乗り換え経路での視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		整備済	整備済			

(5)案内・誘導

整備項目	整備内容	整備時期		整備状況				
		A	B	西日本旅客鉄道(株)	大阪市高速電気軌道(株)	国土交通省	大阪市(建設局)	公安委員会
1. 案内・誘導	分岐点や交通結節点等の主要地点において、目的地または中継地となる旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の位置について、道路標識(案内標識や歩行者案内標識)の整備を行う。	○				整備済		整備済
2. 音案内	視覚障害者誘導用ブロックと連携した音案内等の開発・導入検討		○			検討したが実用化には至らなかった		検討したが実用化には至らなかった

(6)その他

整備項目	整備内容	整備時期		整備状況				
		A	B	西日本旅客鉄道(株)	大阪市高速電気軌道(株)	国土交通省	大阪市(建設局)	公安委員会
1. 休憩施設等	舗道幅員に余裕がある箇所へのベンチ、休憩施設の設置の検討	○				歩道幅員に余裕がある区間において、歩道の利用状況等を踏まえ必要に応じて設置。		検討した結果、みなと通りにおいてバス停のベンチがあり、別途設置する必要は認められなかった